

仙台市交通局契約規程の一部を改正する規程  
仙台市交通局契約規程（昭和三十九年仙台市交通局規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第五条 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、<u>入札期日</u>の十日前（急を要する場合は入札期日の五日前）までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。</p> <p>一～三 [略]</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><b>四 入札執行の日時及び場所</b></p> <p><u>五～七 [略]</u></p> <p>2 管理者は、令第百六十七条の十の二第一項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について前項の規定により公告するときは、同項各号に掲げる事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び同条第三項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）についても、公告するものとする。</p> <p>（入札）</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>（入札の無効）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする</p>	<p>(一般競争入札の公告)</p> <p>第五条 管理者は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、<u>入札期日（電子入札システム（仙台市交通局（以下「局」という。）が行う入札に関する事務を局の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。第九条第五項において同じ。）による入札（第四号において「電子入札」という。）を行う場合にあっては、入札期間の末日。以下この項において同じ。）の十日前（急を要する場合は入札期日の五日前）までに、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。</u></p> <p>一～三 [略]</p> <p><b>四 電子入札を行う案件（以下「電子入札案件」という。）にあっては、その旨</b></p> <p><b>五 入札執行の日時及び場所（電子入札案件にあっては、入札期間並びに開札の日時及び場所）</b></p> <p><u>六～八 [略]</u></p> <p>2 管理者は、令第百六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について前項の規定により公告するときは、同項各号に掲げる事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び同条第三項に規定する落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）についても、公告するものとする。</p> <p>（入札）</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><b>4 第一項及び第二項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額その他管理者が別に定める事項を当該電子入札案件に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。次条第四号において同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）第四条第一号に規定する電子証明書をいう。）を併せて所定の入札期間内に管理者に送信しなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、第五条第一項の規定による公告において定める日時までにその領収書を管理者に提示しなければならない。</b></p> <p><b>5 前項の情報は、局の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に管理者に到達したものとみなす。</b></p> <p>（入札の無効）</p> <p>第七条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする</p>

る。

一～三　〔略〕

四　入札者の記名のない入札

五～八　〔略〕

(予定価格等)

第九条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について

これを定める。ただし、一定期間継続してする請負、売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2～4　〔略〕

〔新設〕

5～7　〔略〕

(契約保証金)

第十五条 企業法施行令第二十一条の十四の規定による仙台市交通事業（以下「局」という。）と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の百分の十以上とし、契約締結の際納付させるものとする。ただし、単価契約を締結する場合の契約保証金の額は、その都度管理者がこれを定める。

2　〔略〕

る。

一～三　〔略〕

四　入札者の記名のない入札（電子入札案件にあっては、電子署名のない入札）

五～八　〔略〕

(予定価格等)

第九条 予定価格は、入札に付する事項の価格の総額について入札を執行する者がこれを定める。ただし、一定期間継続してする請負、売買等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2～4　〔略〕

5　第三項の規定にかかわらず、電子入札案件にあっては、同項の規定により予定価格を記載した書面を開札場所に置くことに代えて、開札の日時までに電子入札システムに予定価格を登録するものとする。この場合において、前項の規定により公表するものを登録するときを除き、当該入札を執行する職員以外の者に当該予定価格を認知されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

6～8　〔略〕

(契約保証金)

第十五条 企業法施行令第二十一条の十四の規定による局と契約を締結する者の納付すべき契約保証金の額は、当該契約金額の百分の十以上とし、契約締結の際納付させるものとする。ただし、単価契約を締結する場合の契約保証金の額は、その都度管理者がこれを定める。

2　〔略〕

## 附 則

(施行期日)

1　この規程は、令和七年十一月二十八日から施行する。

(経過措置)

2　この規程による改正後の仙台市交通局契約規程第五条第一項、第六条第四項及び第五項、第七条第四号並びに第九条第五項の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告に係る契約について適用し、同日前に行われた当該公告に係る契約については、なお従前の例による。

（仙台市交通局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部改正）

3　仙台市交通局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成七年仙台市交通局規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
(最低制限価格制度の除外) 第十条 規程 <u>第九条第六項</u> （規程第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、特定調達契約に係る競争入札については、適用しない。	(最低制限価格制度の除外) 第十条 規程 <u>第九条第七項</u> （規程第十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、特定調達契約に係る競争入札については、適用しない。

(交通局総務部財務課)